

福彩支援ニュース 第47号

2026.7

発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援

【連絡先】

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を!



福島原発さいたま訴訟

第9回 控訴審次回結審か!?

2026
7/31 (金) 11時開廷

第9回となる次回控訴審期日

ぜひ、傍聴に足をお運びください!

ぜひ傍聴に
来てください!

満員の傍聴席の
熱気が
福彩弁護団の
パワフルな闘いを
支えています。



報告会

日時: 2026年7月31日(金)

11時開廷

集合: 10時40分 東京高裁正門前(★)

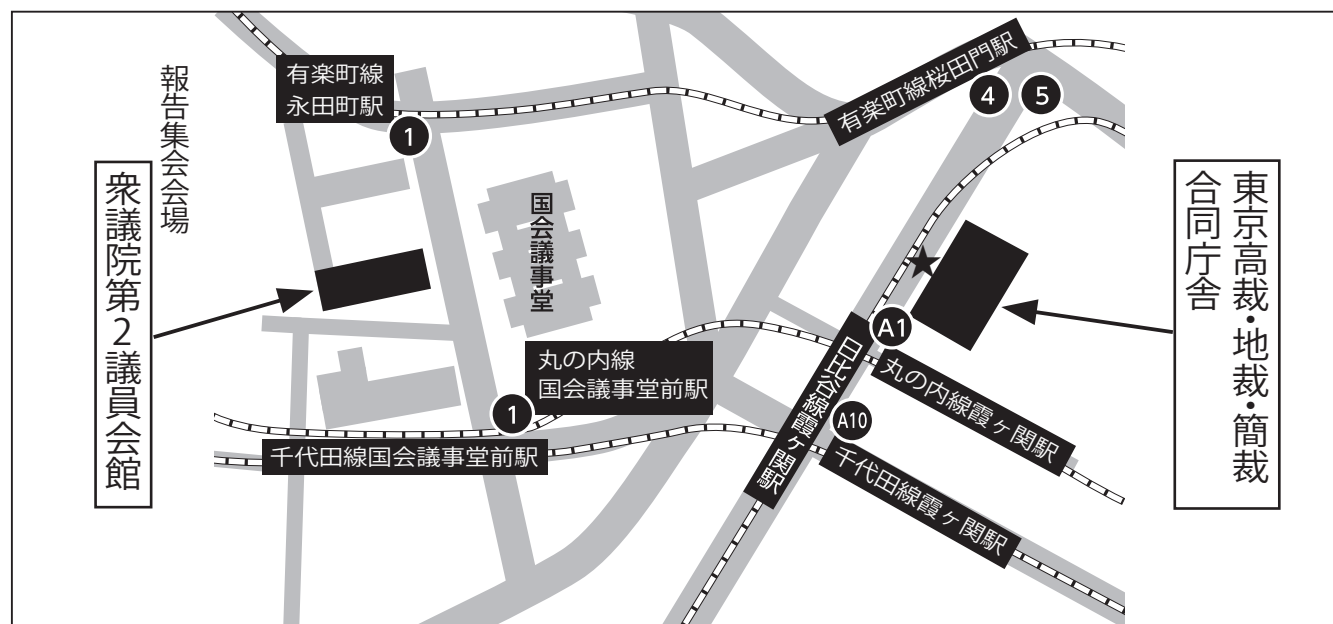
場所: 東京高裁101号法廷

日時: 2026年7月31日(金)

裁判終了後移動

場所: 衆議院第2議員会館 第2会議室

弁護団、原告、各地から報告



■原発事故は国の責任!

国策として進められ、万が一にも事故を起こさないと言っていた原発が未曾有の重大事故を起こしてから、15 年が経ち、その被害への真の救済はいまだなされず、その責任はいまだ明らかにされていません。それなのに、東京電力の原発が再び動きはじめてしまいました。そんなことが許されてよいのでしょうか。

国の責任がないとした最高裁判決。仮定に仮定を重ね、国の責任を認めない判断の根拠は不明、かつ杜撰です。

やってないけど、やったとしても 防げなかった、という対策はいったいどんなものなのか、稼働停止という選択がなぜされなかったのか、最高裁判決は全く明らかにしていません。

■次回期日結審か！？

そんな状況のなか、裁判所は次回期日で結審を目論んでいます。

弁護団は、辻内琢也教授の大部の意見書を提出し、専門家証人が必要だと訴えています。が、裁判長がこれに應えるかどうかは未だわかりません。

不当な 6. 17 最高裁判決以来、各地の裁判所ではこれに盲目的に追従する訴訟指揮・判決が続いています。これに抗い、様々な専門家意見書を積み重ねてきました。前回期日では原告本人尋問も行なわれました。もし、これらに出来ないとしたら、司法の役割を果たしたといえませんか！

多くの皆さんが傍聴に参加することにより、裁判所の不当な訴訟指揮に No を！

■辻内琢也教授の意見書を提出

辻内琢也教授の意見書「15 年を経過してもなお継続する原発事故被害者の甚大な精神的苦痛」を提出しました。

161 頁にわたるこの大部の意見書は、辻内先生が事故発生以降 15 年間継続的に続けてこられた原発事故被害者アンケートの結果から、被害者の苦悩を鋭く明らかにされています。

その中の記載のいくつかをご紹介します。

2025 年のアンケート調査結果では、「気分・不安障害調査票」により 17.3%の方が、13 点以上の「心理的苦痛が高い」状態であり、33.1%の方が、PTSD の可能性があるほどの高いストレス状態にあることがわかりました。

そして、「原発事故災害において、1 事故の責任が明確にされていないこと、2 事故解決の遅れ、3 不十分な救済・賠償、4 政府機関への不信感、といった要因が、高い PTSD 症状の要因である可能性が見えてくる。」と指摘、「国は「長期避難を継続する権利」を制度として公的に認め、「避難継続中」の者が肩身の狭い思いをする機会を減少させるべきであり、司法に対しても、「長期避難の権利」を認めて「避難継続中」の原告らが十分な生活水準が維持できるような賠償金の支払いが強く求められる。」「被災者・被害者に持続している経済的困難」について、45.7%と半数近くの人々が現在の経済状況に困っていることが判明しました。また、約 3 割の人々が住宅提供や支援の打ち切りで困っていると回答しています。「立ち退き訴訟」などは明らかに「非人道的」であり、国内避難民に

対する明らかな「人権侵害」だと考えられ、ただちに中止すべきである。と提言をされています。

最後に、「2022年6月17日の最高裁判決に対して、6割を超える人々が納得していないことが明らかになった。原発事故を引き起こした責任の所在として、東京電力だけでなく国の責任をも認めるべきである。国の責任を認めることによって、広く国民が原発事故避難者・被災者・被害者の存在を容認できるようになり、「被害者バッシング」が軽減され、ひいては被害者の健康状態やメンタルヘルス状態が改善されていくものと考えられる。」

との言葉で締めくくられています。

自由記述欄の被害者の声にはつらい体験・これまで受けてきた数々の苦難・差別・ひどい言葉を投げかけられたこと、さらにこれからの不安・あきらめ・哀しみが語られています。

ある日突然ふるさとを、暮らしを奪われた方々がどんなに傷ついてこられたか、そして今もその苦悩が続いていることに言葉を失います。いくつかご紹介します。

「どこにいても孤独。夫がいなくなったら一人ぼっちになる。〈いやな経験〉とにかくありすぎた。〈最も辛かったこと〉人とのつながりがなくなったこと。〈将来の心配〉私が死んだら夫一人、夫が死んだら私一人。」

「被災後同居しながら病で旅立った父。酸素ボンベを抱え、外出もままならないいわきでの最後はとりわけ見ていられないほど孤独だった。地元浪江なら知人、友人が家をたずねてくれて、外出できないながらも語り、はげまし、豊かな老後だったろうと思うと、歳をとっての避難、またはその後の友人関係を壊

した原発事故の責任は思い。人生の最後にこんな悲しい思いをしなければいけなかった父を思うとやるせない。」

この意見書が裁判所を裁判官の心を動かすことを願ってやみません。辻内先生、本当にありがとうございました。



■控訴審第8回期日報告

前回期日では原告本人尋問が行われました。お二人の原告の方が法廷で証言されました。

法廷で語られた内容をメモと記憶をたよりにご紹介させていただきます。

区域外避難：避難生活の中でお二人のお子さんを育てられた女性の証言から

原発事故が起こってからの不安な日々、子供への放射能被ばくの不安、お友達がいなくなっていったこと、子供たちを自然の中で育てたかったのにそれが突然奪われたこと、自主避難への決断、避難先での心無い言葉に傷

ついたこと、転々としなければならなかった避難生活。さらに、離婚し経済的な困難が襲い掛かり、避難したことが正しかったのかわからなくなったこと。そしてついに身も心も動けなくなってしまう。子供たちを守るために避難したのに子供を守れない自分を責め続けてしまった。

そんな中、「あなたは何にも悪くない、」と言ってくれた方の言葉に救われたこと。

それから必死で勉強して看護師の資格を取り、看護師として働くようになって今は生活も安定して子どもたちも大学に進学している。

どれだけの苦労をされてきたことでしょう。

猪股弁護士から、貴方は本当に努力して頑張ってきた。「でも今幸せになったからいいではないか」という人がいるかもしれない、そういう言葉に対してどう答えますか？という質問が最後にありました。

彼女は「もしあなたも原発被害に遭って、私と同じ経験をして私と同じ辛酸を味わったと想像してみてください。そのような言葉をいことができますか。」と答えました。そして、今も被害に苦しむ方がどれだけいるかを考えてください。と。

区域外避難：自分は福島に残り妻子が埼玉へ避難した男性の証言から

学校教師だった私は福島に残り、週末に妻子の避難する埼玉へ通うという二重生活をつづけました。大変でしたが、子どもたちへの被ばくを少なくするために、一緒に暮らしたかったのですが、二重生活を選択するしかありませんでした。福島での学校ではできるだけ子どもたちへの被ばくを少なくすることを求めましたが、なかなか思うようにはいきま

せんでした。放射線量測定方法も実際の子供たちを守るための調査というより、問題のない値を出そうとするような調査になっていったように思います。

一番下の息子は心臓に病気があり、埼玉で治療しています。その病気が被ばくによるものかはわかりませんが、もしかしたら、と思ってしまいます。自らもがんになってしまいました。不安でたまりません。母は原発事故直後の騒乱の中、病院で亡くなりました。あの原発事故がなければ、と思います。

被告、国と東電側の弁護団からの反対尋問はどれも要領を得ないものばかりで、結果的に証言台に立ったお二人の生々しい言葉だけが強く印象に残った場面となりました。



©DESIGNALIKIE

■報告会

その後の報告会では、ジャーナリストで「ルポ司法崩壊」の著者である後藤秀典氏と早稲田大学人間科学学術院教授の辻内琢也氏の報告をいただきました。

後藤秀典氏からは、電力総連の方のインタビューを通じて原子力発電を推進しようとする労組の側からの見方とその政治への影響について、お話しいただきました。

また、このことについて鋭く追及した雑誌「地平」の連載内容を紹介いただきました。

「一原発事故の直後、福島から北関東、さらには首都圏までが高濃度の放射能におおわれ、一〇〇〇万人単位の人々の避難と首都機能の喪失——日本という国家の崩壊までが視野に入った。そうならなかったのは、四号機の使用済み燃料棒プールに予期せぬ水が流れ込んだことなど、偶然の結果にすぎない。

そのリアルな恐怖の中で、当時の民主党政権も、野党だった自民党もまた「原子力への依存の低減」といった腰の引けた表現ながら、総じて日本は脱原発の方向へと進んだ——かのように見えた。

だが、再び、原発は推進されるようになった。なぜなのか。

「労働者」の側から原発推進を担う集団、電力総連（全国電力関連産業労働組合総連合）を追う。」

<https://chihei.net/?p=6898> より

辻内先生辻内琢也教授からは、意見書の基礎となった、前記アンケート調査結果につい

てご報告をいただきました。

また、当日傍聴に来てくれた辻内ゼミの大勢の学生さんたちにも話していただき、「裁判の傍聴は初めてだったが、このような証人尋問に臨んで良い経験になった。」「これから自分には何ができるか考えていきたい。」という言葉が多く出ました。

原発事故当時、まだ小学生にもなっていなかったはずの彼らがこの問題を真摯に受け止める姿勢を嬉しく思いました。

その後、弁護団が進行協議を終えて会場に駆けつけ、進行協議の結果を報告していただきました。

新しい裁判長が、強引に結審に向かおうとしていること、しかし専門家証人の証拠調べの必要性等を訴えていること等の報告がありました。

次回期日がこのまま結審となることのないよう、ぎりぎりまで働きかけを続けることが報告されました。

5月25日の期日は、お二人の原告本人尋問から始まり、先生方の興味深い報告、そして最後に弁護団の口惜しさ滲む進行協議の報告と大変な一日となりました。

各地から駆けつけてくださった他の原告団の力のこもった言葉、支援する会からの報告もあり、今後お互い連携して取り組みを続けようと話し合いました。

次回期日への皆様の傍聴へのご参加をどうぞよろしくお願いします。

■各地の裁判の予定

7 月 9 日（木）10 時半
東京高裁 かながわ訴訟（第 2 陣）

7 月 31 日（金）11 時
東京高裁 101 福島原発さいたま訴訟

9 月 2 日（水）10 時
大阪高裁 関西訴訟 判決

9 月 18 日（金）13 時半
札幌高裁 北海道訴訟 判決

10 月 16 日（金）14 時
仙台高裁 津島訴訟 判決

10 月 28 日（水）10 時半
東京地裁 東京訴訟（第 2 陣） 判決

■編集後記

今年は昨年よりも過ごしやすい日が続いていますがまだまだこれから暑い夏がやってきます。

各地の裁判の判決期日のお知らせを聞くことが多くなってきました。2014 年に提訴したさいたま訴訟も 1 審の国の責任を認めない無念の判決から、6 月 17 日の最高裁の不当判決、そしてこのとんでもない最高裁判決に追随し、何も考えない裁判官たちの不当な訴訟指揮が続きます。

さいたま訴訟高裁でも結審を強行しようとしています。裁判官は自ら考え、不当な部分があればこれを覆す力を持ち、破綻した最高裁の論理を真っ向から批判することができるはずです。あなたは最高裁の判決を、三浦裁判官反対意見を読んでどう思ったのか、原告らの証言を聞きどう思ったのか、自らの言葉で語ってほしいと思います。

（北浦 恵美）

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人（50 音順、2020/5/31 現在）

梓澤 和幸	弁護士、NPJ 代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授（日本近代史）
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO 法人 APAST 理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口 1,000 円です（口座番号：00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援）

ご住所、お名前、連絡先（email or お電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店（ゼロイチキュウテン）／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称「福彩支援」）▶ ウェブサイト：<http://fukusaishien.com/>

* 北浦恵美 メール／apply@fukusaishien.com 電話／04-2943-7578 ファックス／04-2943-7582